

令和8年4月農業委員会総会議事録

令和8年4月27日午後2時00分、令和8年4月農業委員会総会を弘前パークホテル4階ラ・メエラに召集する。

出席委員 23名

1番 平井 秀樹 委員	4番 前田 優考 委員	5番 福士 章逸 委員
6番 金田 公隆 委員	7番 工藤 堅 委員	8番 對馬 雅之 委員
9番 藤田 善明 委員	10番 小林 政貴 委員	11番 木村 芳文 委員
12番 町田 高司 委員	13番 戸澤 幸彦 委員	14番 石岡 人志 委員
15番 田村眞裕美 委員	16番 岩谷 裕子 委員	17番 成田 毅 委員
18番 小田切 葵 委員	19番 兜森 弘義 委員	20番 高橋 貴志 委員
21番 小田桐武志 委員	22番 種澤 達也 委員	23番 嶋口 千速 委員
25番 小嶋 勇成 委員	26番 川村 陽彦 委員	

欠席委員 1名

3番 佐藤 修司 委員

出席事務局 8名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	荒谷純一郎	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局岩木分室主幹	中谷 陽	事務局相馬分室長	田澤 千佳

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第19号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第20号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第21号 農地の買受適格証明願の証明書の発行について
議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第23号 農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について

報告第14号 農地法第3条の許可取消について
報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第16号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

- 事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いをいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。それではただいまから令和8年4月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 本日は、米沢昇司推進委員 に来ていただいております。皆さまよろしくお願いたします。それでは、お手元の総会の次第に従って進めてまいります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願いたします。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。欠席者の通告があります。議席番号3番佐藤修司委員の1名であります。ただいまの出席者数は23名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。26番川村陽彦委員、1番平井秀樹委員、5番福士章逸委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石岡なおこ主幹を任命いたします。議事に入る前にお願を申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の4、議事に入ります。議案第19号を議題といたします。議案第19号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1ページをお開き願います。議案第19号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件4,488㎡、畑10件73,774㎡、合計14件78,262㎡であります。また、使用収益権関係では、田12件67,333㎡、畑21件187,159㎡、合計33件254,492㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る4月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志 副委員長、川村陽彦副委員長、福士章逸委員、金田公隆委員、それに私、狛森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。5ページをお開きください。所有権関係、受付番号8番について申し上げます。譲受人は、10年以上前から、申請地で譲渡人とともに、りんごを栽培してきました。申請地では、引き続き、りんご栽培と新たに知人に指導を受けながら、きゅうりを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付番号10番について申し上げます。譲受人は、これまで妻とともに家庭菜園で、数種類の野菜を栽培してきました。申請地では、ジャガイモや枝豆などの栽培をしたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様に、自家消費用の野菜を栽培することから取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。7ページをお開きください。所有権関係、受付番号12番について申し上げます。

調査委員長

譲受人は、5年前に会社を退職し、申請地で譲渡人とともに、りんごを栽培してきました。譲渡人が高齢になり、りんご園を引き継ぎたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き譲渡人に指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。9ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号1番について申し上げます。借受人は、3年前から貸付人と一緒に、申請地でりんご栽培をしていました。貸付人が高齢になり、借受人を後継者にしたいとの事から、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き貸付人に指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号3番について申し上げます。借受人は、妻の実家の農業を34年間、手伝ってきました。申請地で本格的に、農業に従事しておりましたが貸付人が高齢により、農業を続けられなくなったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様に、水稻を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。13ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号13番について申し上げます。借受人は農業法人に就農し、果実や野菜の栽培に4年間たずさわりました。今回、農地を貸借する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人から指導を受けながら、枝豆を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。14ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号17番について申し上げます。借受人は、3年前から祖父母と一緒に、申請地でりんごを栽培していました。貸付人である祖父母が高齢になったこともあり、自ら農家を継ぎたいとの事から、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き祖父母の指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。15ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号18番および19番について申し上げます。借受人は、4年前から祖父母と一緒に、申請地でりんご栽培をしていました。貸付人である祖父母が高齢になったこともあり、自ら農家を継ぎたいとの事から本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き祖父母の指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号21番について申し上げます。借受人は、7年前から兄の就農しているりんご園で、りんご栽培の手伝いをしていました。自分でりんご畑をもち、栽培してみたいとの事から、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は兄の指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

高橋貴志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(高橋貴志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に8ページ、所有権関係、受付番号14番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、許可することに決定いたします。高橋委員の着席をお願いします。
	(高橋貴志委員着席)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に19ページ、使用収益権関係、受付番号31番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	当該申請は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議 長	それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	本案については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、本案については、許可することに決定いたします。 次に、議案第20号を議題といたします。議案第20号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21ページをお開き願います。議案第20号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田16件69,045㎡、畑20件118,442㎡、合計36件187,487㎡であります。また、使用収益権関係が、田2件68,587㎡、畑3件22,698㎡、合計5件91,285㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	23ページをお開きください。所有権関係、受付番号1番から36ページ受付番号36番及び37ページ使用収益権関係、受付番号1番から39ページ受付番号5番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理

小田桐調査副委員長

事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 12 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、塗装業を営みながら従業員と共に、りんご栽培の一連の作業に携わっており、これから自分でも農業を始めたいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでの農業経験を活かし、従業員とともにりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。39 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 5 番、農地所有適格法人以外の法人による借受の申請について申し上げます。借受人は、これまで家族 3 人で営農してきましたが、今後は法人として営農していくこととしたため、本申請に至ったと申し述べておりました。法人としてもこれまで同様家族で、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。なお、一般の法人による借受であります。計画策定の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 3 号に規定する業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められるなどの各要件を満たすものであります。34 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 31 番から 36 番及び 38 ページ使用収益権関係、受付番号 3 番から 4 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。そのほかの内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

石岡人志委員

< 議事参与の制限に該当する旨の申し出あり >

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 34 ページ、所有権関係、受付番号 32 番及び 35 ページ、受付番号 33 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、当該申請については、原案の通り要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。

(石岡人志委員着席)

平井秀樹委員

< 議事参与の制限に該当する旨の申し出あり >

(平井秀樹委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 38 ページ、使用収益権関係、受付番号 3 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

(平井秀樹委員着席)

小嶋勇成委員 <議事参与の制限に該当する旨の申し出あり>

(小嶋勇成委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 38 ページ、使用収益権関係、受付番号 4 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、当該申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。小嶋委員の着席をお願いします。

(小嶋勇成委員着席)

議 長 それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 本案については、原案のとおり決定して、御異議等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、本案については、原案の通り要請することに決定いたします。

次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 41 ページをお開き願います。議案第 21 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 2,274 ㎡、畑 1 件 208 ㎡、合計 2 件 2,482 ㎡であります。本件は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書の発行についての議案であります。本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があったときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 43 ページをお開きください。受付番号 1 番について、事情聴取した内容を申し上げます。願出人は実家が農家であり、幼少期から現在まで、水稻や野菜の農作業を手伝ってきました。去年、会社を退職し、現在も市の農業里親実践研修を受け、ぶどう栽培を勉強しております。研修は来年で終了し、独立後も研修元の方に指導を受ける予定です。当該農地においてぶどうを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。受付番号 2 番について、事情聴取した内容を申し上げます。願出人は、主に水稻とかぼちゃを栽培しており、当該農地においても、かぼちゃを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められ、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長 現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

(な し)

議 長 それでは、議案第 21 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第 21 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 21 号は証明することに決定いたします。
次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 45 ページをお開き願います。議案第 22 号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要領」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係畑 2 件 500 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

川村調査副委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が、周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。47 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、使用収益権関係、受付番号 1 番及び 2 番は、一時転用による農地転用許可後の事業計画の変更承認申請であります。内容は、老朽管更新事業に係る工事中道路として利用するため、現地に近接した農地の一部を、一時転用により令和 7 年 10 月 15 日付けで、農地法第 5 条の許可を受けておりました。しかしながら、大雪の影響により、当初計画していた事業完了日までに事業の完了及び農地復元が不可能となり、事業完了日を延伸するため、今般の事業計画変更承認申請に及んだものであります。事前調査会で検討した結果、申請内容が妥当であり、承認相当であると判断いたしました。以上、報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長 それでは、議案第 22 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 22 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 22 号は承認相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 23 号を議題といたします。議案第 23 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 49 ページをお開き願います。議案第 23 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議をを求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係田 1 件 542 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

川村調査副委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。51 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 1 番は、農業用倉庫で、農地区分が第 3 種農地のため、原則許可相当の農地区分であります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上、申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長 それでは、議案第 23 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長 議案第 23 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 23 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 14 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 53 ページをお開き願います。報告第 14 号は、「農地法第 3 条の許可取消につい

- 事務局次長 　　て」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1件529㎡、畑1件4,189㎡、合計2件4,718㎡であります。なお、取消理由につきましては、55ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。
- 議　　長 　　報告第14号について、御質問等ございませんか。
- (な　し)
- 議　　長 　　次に、報告第15号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 　　57ページをお開き願います。報告第15号は、「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田9件59,321㎡、畑15件165,969.36㎡、合計24件225,290.36㎡であります。なお、届出理由につきましては、59ページから62ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議　　長 　　報告第15号について、御質問等ございませんか。
- (な　し)
- 議　　長 　　次に、報告第16号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 　　63ページをお開き願います。報告第16号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田17件179,325㎡、畑8件57,337㎡、合計25件236,662㎡であります。なお、解約理由につきましては、65ページから68ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議　　長 　　報告第16号について、御質問等ございませんか。
- (な　し)
- 議　　長 　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 14時44分〕